

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和4年度新型コロナウイルス感染症検査業務2（遺伝子検査）2
発注課	保）医療対策室PCR検査担当課
選定事業者	㈱第一岸本臨床検査センター
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、早期に感染者を探知のうえ速やかに各種対策を講じるため、濃厚接触者やクラスター施設の関係者など、多くの必要な方に対して日々円滑に検査を実施しており、市民の安全を守るために当該事業を確実に実施し、継続していく必要がある。</p> <p>現に契約履行中の上記事業者に業務を実施させることは、以下2点の理由から、競争入札に付すよりも有利と認められるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。</p> <p>○理由1 上記事業者は、臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所としての登録があるなど診療の用に供する検査が可能であり、市内において早くから検査体制を確保していた検査実施機関である。 検査実施可能数が非常に多く十分な実績があることに加えて、検体搬送に要する時間も含めて柔軟かつ円滑な結果提出が可能であることから、現在まで検査実施可能数の増加を伴いながら継続的に本市から多くの検査を受託しているため、上記事業者に引き続き業務を実施させることで、予期し得ない事情の変化等が起こり得る状況下においても、確実性、迅速性及び検査件数の観点から履行品質を高いレベルで確保できる可能性が極めて高く、競争入札に付すよりも有利と認められる。</p> <p>○理由2 前述のとおり本市では日々非常に多くの検査を円滑に実施する必要があり、札幌市衛生研究所のみでは、現在の検査ニーズに対する本市検査体制の維持は明らかに不可能であるため、複数の事業者に柔軟に検査を依頼することで検体制を確保・維持し、感染拡大防止に努めている。 市民の安全を守る観点から現在の検査体制を維持することは必須であるが、1者に対して現在の検査能力を過剰に超えた要求をした場合、人的及び物的資源の確保など新たな体制整備が必須となり、価格の騰貴を招くこと、また、検査の即時対応ができず対応の遅れにつながるものが想定されることから、競争入札に付すことは不利である。</p>	
根拠法令	■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）

決定日	令和4年11月2日
-----	-----------